

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第20号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(保険料の減免)</p> <p>第 1 2 条の 2 市長は、条例第 2 1 条の規定により、保険料の納付義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額 (1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) を減免することができる。</p>				<p>(保険料の減免)</p> <p>第 1 2 条の 2 市長は、条例第 2 1 条の規定により、保険料の納付義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額 (1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) を減免することができる。</p>			
番号	減免対象者		減免額	番号	減免対象者		減免額
	<p><u>世帯主等</u> (条例第 1 6 条の 2 の規定による特例が適用されている <u>世帯主等</u> を除く。) の廃業、失業等により当該年中における総所得金額等の見込額が前年中における総所得金額</p>	<p>前年中における総所得金額等が 1 0 0 万円以下のもの</p>	<p>当該事由が発生したことにより保険料の減免を受けようとする申請があった日 (以下「減免申請日」という。) 以後に到来する納期限に係る所得割額の全部</p>		<p><u>世帯主又はその世帯に属する被保険者</u> (条例第 1 6 条の 2 の規定による特例が適用されている <u>世帯主又は被保険者</u> を除く。) の廃業、失業等により当該年中における総所得金額等</p>	<p>前年中における総所得金額等が 1 0 0 万円以下のもの</p>	<p>当該事由が発生したことにより保険料の減免を受けようとする申請があった日 (以下「減免申請日」という。) 以後に到来する納期限に係る所得割額の全部に相当する額</p>
		< 省略 >	< 省略 >			< 省略 >	< 省略 >

等の2分の1以下に減少すると認められる世帯の納付義務者			の見込額が前年中における総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められる世帯の納付義務者		
世帯主等が負傷又は疾病により継続して6月以上療養している者(6月以上療養が必要と認められる者を含む。)で、当該年中における総所得金額等の見込額が前年中における総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められる世帯の納付義務者	前年中における総所得金額等が100万円以下のもの	減免申請日以後に来する納期限に係る所得割額の全部	世帯主又はその世帯に属する被保険者(以下「世帯主等」という。)が負傷又は疾病により継続して6月以上療養している者(6月以上療養が必要と認められる者を含む。)で、当該年中における総所得金額等の見込額が前年中における総所得金額等の2分の1以下に	前年中における総所得金額等が100万円以下のもの	減免申請日以後に来する納期限に係る所得割額及び資産割額の全額に相当する額
	前年中における総所得金額等が100万円を超え200万円以下のもの	減免申請日以後に来する納期限に係る所得割額の2分の1に相当する額		前年中における総所得金額等が100万円を超え200万円以下のもの	減免申請日以後に来する納期限に係る所得割額及び資産割額のそれぞれ2分の1に相当する額
	前年中における総所得金額等が200万円を超え300万円以下のもの	減免申請日以後に来する納期限に係る所得割額の10分の3に相当する額		前年中における総所得金額等が200万円を超え300万円以下のもの	減免申請日以後に来する納期限に係る所得割額及び資産割額のそれぞれ10分の3に相当する額

れ、又は補てんされるべき金額を除く。以下同じ。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満である世帯の納付義務者	前年中における総所得金額等が300万円を超え450万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額の4分の1に相当する額
	前年中における総所得金額等が450万円を超え600万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額の8分の1に相当する額
災害により世帯主等が所有し、かつ、居住している住宅又は家財について生じた損害金額がその住宅又は家財の価格の10	前年中における総所得金額等が300万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額の全部並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額のそれぞれ2

れ、又は補てんされるべき金額を除く。以下同じ。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満である世帯の納付義務者	前年中における総所得金額等が300万円を超え450万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額の <u>それぞれ</u> 4分の1に相当する額
	前年中における総所得金額等が450万円を超え600万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額の <u>それぞれ</u> 8分の1に相当する額
災害により世帯主等が所有し、かつ、居住している住宅又は家財について生じた損害金額がその住宅又は家財の価格の10	前年中における総所得金額等が300万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額の <u>全額</u> に相当する額並びに被保険者均等割額及び世

分の5以上である世帯の納付義務者		分の1に相当する額	分の5以上である世帯の納付義務者		帯別平等割額のそれぞれ2分の1に相当する額
	前年中における総所得金額等が300万円を超え450万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額の2分の1に相当する額		前年中における総所得金額等が300万円を超え450万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額のそれぞれ2分の1に相当する額
	前年中における総所得金額等が450万円を超え600万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額の4分の1に相当する額		前年中における総所得金額等が450万円を超え600万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額のそれぞれ4分の1に相当する額
	<u>条例第21条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当する者(以下「旧被扶養者」という。)</u> の属する世帯の	<u>旧被扶養者に係る所得割額の全部及び旧被扶養者の被保険者均等</u>		<u>条例第21条第1項第2号に規定する者(以下「特定旧被扶養者」という。)</u> の属する世帯(<u>条例第16条第</u>	<u>特定旧被扶養者に係る所得割額及び資産割の全部並びに特定旧被</u>

<p>納付義務者(<u>条例第16条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。</u>)</p>	<p>割額の2分の1に相当する額(<u>条例第16条第1項第3号に該当する場合は、<u>同号による減額前の被保険者均等割額</u>の10分の3に相当する額</u>)</p>
<p><u>旧被扶養者のみで構成される世帯の納付義務者(<u>条例第16条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。</u>)</u></p>	<p>上記金額及び<u>旧被扶養者の世帯別平等割額</u>の2分の1に相当する額(<u>条例第16条第1項第3号に該当する場合は、<u>同号による減額前の世帯別平等割額</u>の10分の3に相当する額</u>)</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>備考 1及び2 <省略></p>	
<p>2から5まで <省略></p>	

<p><u>1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。</u>)の納付義務者</p>	<p>扶養者の被保険者均等割の2分の1に相当する額(<u>条例第16条第1項第3号に該当する場合は、<u>軽減前被保険者均等割</u>の10分の3に相当する額</u>)</p>
<p>特定旧被扶養者のみで構成される世帯(<u>条例第16条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。</u>)の納付義務者</p>	<p>上記金額及び<u>特定被扶養者の世帯別平等割額</u>の2分の1に相当する額(<u>条例第16条第1項第3号に該当する場合は、<u>軽減前世帯別平等割</u>の10分の3に相当する額</u>)</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>備考 1及び2 <省略></p>	
<p>2から5まで <省略></p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成 2 3 年度分の保険料から適用し、平成 2 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。